

県立病院機構評価委員会について

1 経緯

- 県立病院（中央病院・北病院）は経営健全化を図るため、平成22年4月に公務員型の特定地方独立行政法人へ経営形態を移行した。
- 知事は、3年以上5年以下の期間で、病院機構が県民に対して提供するサービスの内容、業務の質の向上、業務運営の改善、財務内容の改善に関する事項等について、達成すべき目標（中期目標）を定めることとされており、平成22年度から平成26年度までの5年間は第1期中期目標期間、平成27年度から令和元年度までの5年間は第2期中期目標期間、令和2年度から令和5年度までの4年間は第3期である。
- 来年度からは第4期中期目標期間となる。

2 地方独立行政法人評価委員会

- 地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、設立団体の長（知事）の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会を置く。（地方独立行政法人法第11条第1項）
 - 評価委員会の役割（法第11条第2項）
 - ・ 知事が行う中期目標の策定、中期計画の認可に対する意見
 - ・ 知事が行う業務実績の評価に対する意見
 - ・ 知事が行う中期目標期間終了時の検討（業務の継続・廃止等）に対する意見 等
 - 評価委員会の構成（条例第2条、第3条）
 - ・ 委員数 5名（医療又は経営に関し学識経験のある者から知事が任命）
 - ・ 任期 2年
- ※ 通常は年2回程度の開催であるが、今年度は中期目標の策定等のため年5回程度開催
- ※ 評価委員会の審議は原則公開し、会議録を後日公表（発言者名は伏せる）

3 中期目標・中期計画

- 知事は、中期目標を策定しようとするときは、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。（法第25条）
- 病院機構は、中期目標を達成するための中期計画を策定し、知事の認可を受けることとされている。知事は中期計画を認可しようとするときは、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。（法第26条、第83条、県要綱第2条）

4 業務実績評価

- 評価の種類（法第28条第1項）
 - ① 各事業年度における業務の実績評価（毎年度）
 - ② 中期目標期間の終了時に見込まれる当該期間における業務の実績評価（R5年度）
 - ③ 中期目標期間における業務の実績評価（R6年度）
- 評価の手続（法第28条第2項～第5項）
 - ・ 知事は、病院機構から提出された報告書をもとに、病院機構からのヒアリング及び評価委員会の意見等を踏まえて業務実績の調査分析を行い、総合的な評価を行う。
 - ・ 知事は、評価を確定した際には、病院機構に評価結果を通知し、県ホームページにおいて公表するとともに、議会に報告する。

第4期 県立病院機構 中期目標・中期計画策定スケジュール

福祉保健部 医務課

項 目		第3期中期目標期間(R2~R5:4年間)											第4期中期目標期間(R6~R9:4年間)										
		R5年度											R6年度										
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月			
病院機構																							
山梨県	評価委員会 (中期目標策定)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価委員 改選</div>	①							④		⑤											
	評価委員会 (業務実績評価)				②	③													①	②			
県議会	議決事項									<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">中期目標 議決 (12月議会)</div>			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">中期計画 議決 (2月議会)</div>										
	報告事項					<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">R4年度実績評価・第3期期間 見込評価報告 (9月議会)</div>														<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">R5年度実績評価・第3期期間 実績評価報告 (9月議会)</div>			

地方独立行政法人山梨県立病院機構 第4期中期目標の主なポイント

1 部門計画に基づく主要な取り組み（追加・重点化）

◎ 感染症予防計画等に基づく取り組み

- ・ R5年度策定の感染症予防計画、新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、新興感染症の感染拡大時に必要な対策が講じられるよう具体的な取り組みへの対応を追加（中央病院・北病院）（P.3 第2-1）

2 県の課題に関わる取り組みや公立病院経営強化ガイドラインに呼応する取り組み（追加・重点化）

● 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組（再掲）

- ・ 新興感染症の感染拡大時に必要な対策が講じられるよう具体的な取り組みへの対応を追加（P.3 第2-1）

● 医師・看護師等の確保と働き方改革

- ・ 働き方改革に関わる対応を追加（P.3 第2-3）
- ・ 医師にとどまらず、医療人材の確保に関わる対応を追加（P.4 第2-4）

● 持続可能な救急体制の構築

- ・ 持続可能な救急体制において中心的な役割を果たすことを追加（P.2 第2-1）

● 機能分化・連携強化

- ・ 他の医療機関との密接な連携に、機能分化への対応を追加（P.4 第2-4）

● 施設・設備の適正管理と整備費の抑制、デジタル化への対応

- ・ 病院施設、医療機器等の整備は、デジタル技術の活用や、長期的な視点を持ち行うことを追加（P.3 第2-1）
- ・ デジタル技術の活用に伴う、情報セキュリティ対策の対応を追加（P.3 第2-1）

3 第3期の状況・評価委員会の指摘等を踏まえた取り組み（追加・重点化）

○ 医療従事者の育成、確保及び定着と勤務環境の改善

- ・ 看護師の特定行為指定研修機関としての対応を強調（P.3 第2-3、P.4 第2-4）
- ・ 勤務環境の改善に関わる対応を強調（P.3 第2-3）

中期目標の構成について

旧（第3期）	新（第4期）
<p>前文</p> <p>第1 中期目標の期間</p> <p>第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 医療の提供</p> <p>(1)政策医療の提供</p> <p>(2)質の高い医療の提供</p> <p>(3)県民に信頼される医療の提供</p> <p>2 医療に関する調査及び研究</p> <p>3 医療に関する技術者の育成、確保及び定着</p> <p>(1)医療従事者の研修の充実</p> <p>(2)職場環境の整備</p> <p>4 医療に関する地域への支援</p> <p>(1)地域医療機関等との協力体制の強化</p> <p>(2)地域の医師不足に対する支援</p> <p>(3)県内の医療水準の向上</p> <p>(4)地域社会への協力</p> <p>5 災害時における医療救護</p> <p>(1)医療救護活動の拠点機能</p> <p>(2)他県等の医療救護への協力</p> <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>1 医療環境の変化に対応できる運営体制の構築</p> <p>2 経営基盤を安定化するための収入の確保、費用の節減</p> <p>(1)収入の確保</p> <p>(2)費用の節減</p> <p>3 事務部門の専門性の向上</p> <p>4 職員の経営参画意識の向上</p> <p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 保健医療行政への協力</p> <p>2 法令・社会規範の遵守</p> <p>3 積極的な情報公開</p> <p>4 人事管理</p>	<p>前文</p> <p>第1 中期目標の期間</p> <p>第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 医療の提供</p> <p>(1)-1政策医療の提供</p> <p><u>(1)-2新興感染症への対応</u></p> <p>(2)質の高い医療の提供</p> <p>(3)県民に信頼される医療の提供</p> <p>2 医療に関する調査及び研究</p> <p>3 <u>医療に関する技術者の育成、確保及び定着と勤務環境の改善</u></p> <p>(1)医療従事者の研修の充実</p> <p>(2)職場環境の整備</p> <p>4 医療に関する地域への支援</p> <p>(1)地域医療機関等との協力体制の強化</p> <p>(2)<u>県内の医療人材の確保に対する支援</u></p> <p>(3)県内の医療水準の向上</p> <p>(4)地域社会への協力</p> <p>5 災害時における医療救護</p> <p>(1)医療救護活動の拠点機能</p> <p>(2)他県等の医療救護への協力</p> <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>1 医療環境の変化に対応できる運営体制の構築</p> <p>2 経営基盤を安定化するための収入の確保、費用の節減</p> <p>(1)収入の確保</p> <p>(2)費用の節減</p> <p>3 事務部門の専門性の向上</p> <p>4 職員の経営参画意識の向上</p> <p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 保健医療行政への協力</p> <p>2 法令・社会規範の遵守</p> <p>3 積極的な情報公開</p> <p>4 人事管理</p>

「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」の概要

第1 公立病院経営強化の必要性

- 公立病院は、これまで**再編・ネットワーク化、経営形態の見直し**などに取り組んできたが、**医師・看護師等の不足**、人口減少・少子高齢化に伴う医療需要の変化等により、依然として、**持続可能な経営を確保しきれない病院も多い**のが実態。
- また、コロナ対応に公立病院が中核的な役割を果たし、**感染症拡大時の対応における公立病院の果たす役割**の重要性が改めて認識されるとともに、病院間の役割分担の明確化・最適化や医師・看護師等の確保などの取組を平時から進めておく必要性が浮き彫りとなった。
- 今後、**医師の時間外労働規制への対応**も迫られるなど、さらに厳しい状況が見込まれる。
- 持続可能な地域医療提供体制を確保するため、**限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点**を最も重視し、新興感染症の感染拡大時等の対応という視点も持って、**公立病院の経営を強化していくことが重要**。

第2 地方公共団体における公立病院経営強化プランの策定

- 策定期間 令和4年度又は令和5年度中に策定
- プランの期間 策定年度又はその次年度～令和9年度を標準
- プランの内容 **持続可能な地域医療提供体制を確保**するため、地域の実情を踏まえつつ、必要な**経営強化の取組**を記載

公立病院経営強化プランの内容

(1) 役割・機能の最適化と連携の強化

- ・ 地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能
- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能
- ・ **機能分化・連携強化**

各公立病院の役割・機能を明確化・最適化し、連携を強化。特に、地域において中核的医療を行う基幹病院に急性期機能を集約して医師・看護師等を確保し、基幹病院以外の病院等は回復期機能・初期救急等を担うなど、双方の間の役割分担を明確化するとともに、連携を強化することが重要。

(2) 医師・看護師等の確保と働き方改革

- ・ **医師・看護師等の確保**（特に、不採算地区病院等への医師派遣を強化）
- ・ 医師の**働き方改革**への対応

(3) 経営形態の見直し

(4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

(5) 施設・設備の最適化

- ・ 施設・設備の適正管理と整備費の抑制
- ・ デジタル化への対応

(6) 経営の効率化等

- ・ 経営指標に係る数値目標

第3 都道府県の役割・責任の強化

- 都道府県が、市町村のプラン策定や公立病院の施設の新設・建替等にあたり、地域医療構想との整合性等について積極的に助言。
- 医療資源が比較的充実した**都道府県立病院等が、中小規模の公立病院等との連携・支援を強化**していくことが重要。

第4 経営強化プランの策定・点検・評価・公表

- 病院事業担当部局だけでなく、企画・財政担当部局や医療政策担当部局など関係部局が連携して策定。関係者と丁寧に意見交換するとともに、策定段階から議会、住民に適切に説明。
- 概ね年1回以上点検・評価を行い、その結果を公表するとともに、必要に応じ、プランを改定。

第5 財政措置

- **機能分化・連携強化**に伴う施設整備等に係る病院事業債（特別分）や**医師派遣**に係る特別交付税措置を**拡充**。